ハートフォード生命保険株式会社

2008年7月版



ハートフォードの

レガート



資産運用の世界では、選択する投資商品によって その結果が大きく異なります。 あなたならどちらを選びますか?

長期国債(10年) 新発債利回り(2008年3月発行) **1.700%**



それぞれの利回りで、同じ元本を運用した場合、こんなに差がつきます。

例えば・・・ 元本1,000万円を、それぞれ上記の利回りで10年間複利運用した場合。



そこで、ハートフォード生命からのご提案!

今では海外旅行がこんなに身近になっているのに、 高利回りの外貨投資をしないのは本当にもったいないことです。 通貨の分散投資で、あなたの資産をしっかりふやしましょう。

-ご注意ください -

- この保険は、為替レートが変動しますので保険金等のお受け取り時における為替レートにより 円換算した保険金等の額が、ご契約時における為替レートにより円換算した保険料を下回る ことがあり、損失が生ずるおそれがあります。
- この保険は、市場金利*に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約払戻金額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。 具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。
- * 対象となる期間が1年のときはLIBOR [ロンドン銀行間取引金利] (米ドル)、対象となる期間が2年以上のときは金利スワップレート (米ドル)を指標とします。ただし、LIBOR (米ドル)または金利スワップレート (米ドル)が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。

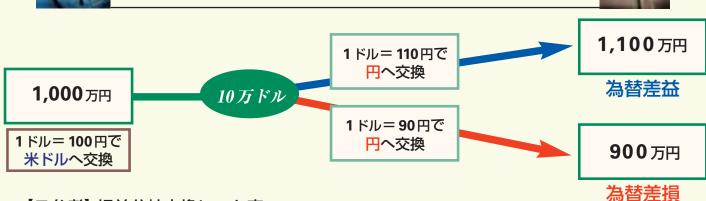
外貨投資には、為替変動リスクがあることは事実です。

円安(ドル高)になれば、為替差益が得られますが、 反対に円高(ドル安)になれば、為替差損が生じます。



例えば 1,000万円を米ドルへ交換、その後円へ交換する場合





-【ご参考】 損益分岐交換レート表

レガートにおける為替差損の発生する為替レート。 (以下の為替レート以上の円高(ドル安)になると、受取金額が基本保険金額を下回ります。)

(1銭未満切捨)

投資スタート時の為替レート				
1\$ = 90円	95円	100円	105円	110円
56円05銭	59円16銭	62円27銭	65円39銭	68円50銭
58円77銭	62円04銭	65円30銭	68円57銭	71円84銭
61円65銭	65円07銭	68円50銭	71円92銭	75円35銭
64円68銭	68円27銭	71円86銭	75円46銭	79円05銭
67円87銭	71円64銭	75円41銭	79円18銭	82円95銭
71円24銭	75円20銭	79円15銭	83円11銭	87円07銭
	56円05銭 58円77銭 61円65銭 64円68銭 67円87銭	1\$ = 90円 95円 56円05銭 59円16銭 58円77銭 62円04銭 61円65銭 65円07銭 64円68銭 68円27銭 67円87銭 71円64銭 71円24銭 75円20銭	1\$ = 90円 95円 100円 56円05銭 59円16銭 62円27銭 62円07銭 65円30銭 65円30銭 61円65銭 65円07銭 68円50銭 64円68銭 68円27銭 71円86銭 71円86銭 71円24銭 75円20銭 79円15銭	1\$ = 90円 95円 100円 105円 56円05銭 59円16銭 62円27銭 65円39銭 58円77銭 62円04銭 65円30銭 68円57銭 61円65銭 65円07銭 68円50銭 71円92銭 64円68銭 68円27銭 71円86銭 75円46銭 67円87銭 71円64銭 75円41銭 79円18銭 71円24銭 75円20銭 79円15銭 83円11銭

[※]費用控除後。利率保証期間10年、自動引出なし。税金等は考慮しておりません。

米ドル建個人年金保険の手数料などについて

- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 外国為替手数料:円貨を外貨にかえるレート(保険料円入金特約為替レート)と外貨を円貨にかえるレート(円支払特約為替レート)に含まれる 当社所定の手数料です。(例:1米ドルあたり片道0.6円/往復1.2円)
- 契約時費用:ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ご契約時、一時払保険料に対して契約時費用率(利率保証期間5年:4%、利率保証期間10年:6%)を乗じて計算した金額が控除されます。
- 更新時費用:利率保証期間の更新時の資産残高に対して更新時費用率(更新後の利率保証期間1年:0.1%、更新後の利率保証期間5年:3%、更新後の利率保証期間10年:5%)を乗じて計算した金額が控除されます。
- 年金管理費: 年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- ※この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用(「契約時費用」)」と「年金受取期間中の費用(「年金管理費」)」となります。特定のお客さまには、「外国為替手数料」「更新時の費用(「更新時費用」)」がかかります。

ハートフォード生命から米ドル建でしっかりふ

米ドル建 固定利率による複利運用

ご契約時に年金原資が確定します。 固定利率の複利運用で資産をしっかりとふやせます。

被保険者は満80歳まで

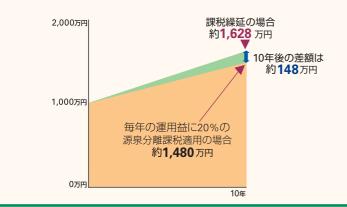
被保険者が満80歳までであれば、職業告知のみで 加入が可能です。

運用収益への課税は繰延

毎年の運用収益から税金が徴収されることはありません。 運用収益への課税は解約時や年金受取時まで繰り延べ られます。これは預貯金や投資信託とは異なる特徴で、 長期の運用で優れた複利運用効果が期待できます。

例えば・・・

1.000万円を年率5%複利で運用した場合、下図のような差が見られます。



万一の際は基本保険金額以上の死亡保険金

死亡保険金には相続税法上の税メリットがあります。

(死亡保険金受取人が相続人の場合、 500 万円×法定相続人の数の金額まで非課税)

万一のときも死亡保険金をご指定の方*へのこせます。 *ただし、被保険者の3親等内の親族であること。

後継年金受取人が年金受取を継続 特徵

年金受取人が年金受取期間中に亡くなったときは後継年金 受取人にその後の年金受取を継続していただけます。

※ 税金のお取り扱いについては、平成20年5月現在施行中の税制によるものです。 したがって将来変更される場合がありますのでご注意ください。 なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

円または米ドルで5年から

利率保証期間は5年、10年より選べます。 円での入金・受取も選択できます。

【利率保証期間10年のイメージ図】

契約時費用

--- 利率

解約払戻金相当額 時 払 保 険 料

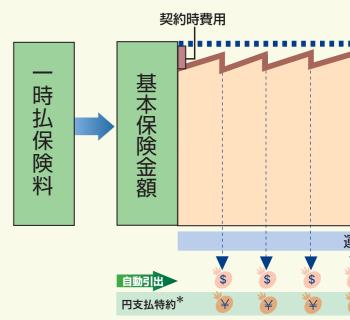
契約日

*解約払戻金額は市場金利の変動により払込保険料を下回ることがあり

毎年受け取れる自動引出

基本保険金額が50,000ドル以上必要です。 自動引出を利用した場合の実質利率は、利

【利率保証期間10年のイメージ図】



*円支払特約を利用した場合、 円で受け取れます。

やす個人年金保険「レガート」をお届けします

死亡保険金額は次の金額のうち、 最も大きい金額となります。

■ 基本保険金額

用 期

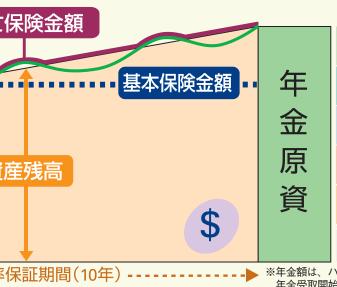
ます。

間

- 2 死亡日の資産残高3 死亡日の解約払戻金相当額

特徵

選べる運用期間満了後の受取方法 円または米ドルが選べます



一時金付終身年金 確 定 年 金 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 括 受 取

利率保証期間の更新

※年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、 年金受取開始日の前日の資産残高をもとに年金受取開 始日における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により 計算した金額となります。したがって、ご契約時点では 年金額は確定しておりません。

試算例(一時払保険料100,000ドルの場合)

(100ドル未満切捨)

実質利率	10年後の年金原資		
年率5.50%	約 170,800 ドル		
年率5.00%	約 162,800 ドル		
年率4.50%	約 155,200 ドル		
年率4.00%	約 148,000 ドル		
年率3.50%	約 141,000 ドル		
年率3.00%	約 134,300 ドル		

※記載の金額は税金等を考慮しておりません。 ※実質利率とは、基本保険金額をもとに当該利 率保証期間満了時の資産残高(自動引出を 利用した場合には、その累計額を加算した金額) を計算した年換算利率 (複利) のことです。

。自動引出を行った場合でも、基本保険金額は減額されません。 」用しない場合の利率とは異なります。



■ 試算例(一時払保険料100,000ドルの場合) (1ドル未満切捨)

実質利率	毎年の自動引出金額	実質利率	毎年の自動引出金額
年率5.50%	約 5,333 ドル	年率4.00%	約 3,880 ドル
年率5.00%	約 4,844 ドル	年率3.50%	約 3,393 ドル
年率4.50%	約 4,359 ドル	年率3.00%	約 2,905 ドル

- ※記載の金額は税金等を考慮しておりません。
- ※実質利率とは、基本保険金額をもとに当該利率保証期間満了時の資産残高(自動引出を 利用した場合には、その累計額を加算した金額)を計算した年換算利率(複利)のことです。

ハートフォード生命はセカンドライフのための バリエーション豊かなアドバイス、ソリューションを提案します。 ハートフォード生命は「セカンドライフの達人」として、トップブランドを目指します。



■ ハートフォード生命について

THE HARTFORD (米国)

ハートフォード生命保険株式会社(日本)

米国では火災保険事業から始まり、200年近くにわたり、 顧客の信頼に応えてきました。特に変額個人年金(Variable Annuity)事業では全米でもトップクラスの規模にあります。 2007年12月末でのグループ全体の総資産は3,603.61億 ドル(1 ドル= 114.16 円換算で約41 兆1,388 億円)に及 びます。



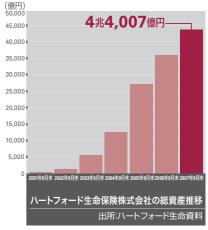
リンカーン・アメリカ第16代大統 領には、ご自宅の火災損害保険を ご契約いただきました。



ベーブ・ルース メジャーリーグの往年のホームラン王、 ベーブ・ルース選手には、シーズン中の 病気欠場による収入減をカバーする 収入補償保険をご契約いただきま した。

ハートフォード生命保険株 式会社は、日本での営業 (億円) 開始以来、販売が好調に伸 展し、これまでの個人年金 保険の累計販売額は4兆 円を超えました。

総資産においては2007年 9月末時点で、4兆4,007億 円となりました。また、変額 個人年金保険の特別勘定 資産残高は3兆9,925億 円、国内シェア24.2%で 日本ナンバーワン*の実績 を誇っています。



*保険毎日新聞(2007年12月7日発行)より

日本のハートフォード生命は、スタンダード&プアーズ社より「AA-」 (保険契約債務を履行する能力は非常に強い) の保険財務力格付 けを取得しています。

保険契約債務を履行する能力は非常に強い。 (2008年5月末日現在)

◎保険財務力格付けとは、保険会社の保険金を支払う能力に対するスタンダード&プアーズ社の現時点での意見です。格付けは保険会社の財務力あるいは安全性を保証するものではなく、同社が保険金支払等について保証するものでもありません。

○最新の格付け情報については、スタンダード&プアーズ社のウェブサイト、 http://www.standardandpoors.co.jp をご覧ください。

ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)/ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)/ご契約のしおり・約款」は、ご契約の前に必ずご確認していただきたい 事項をまとめてあります。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。後日お送りする 保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

「レガート」はハートフォード生命保険株式会社の積立利率変動型個人年金保険II型(米ドル建)の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、 募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の生命保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて積立利率変動型個人年金保険を販売します。

この商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」 ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず生命保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、 保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込み に対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また募集代理店は、取扱商品の引受保険会社 の支払能力を保証するものではありません。

■ 生命保険契約者保護機構について 万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることになります。ただし、この場合にも死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお 問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■TEL 03(3286)2820 ■ ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

[募集代理店]

[引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

T105-0022

東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング 15階

TEL: 03-6219-3784(みんなのハートフォード)

http://www.hartfordlife.co.jp